

論 告 要 旨

平成21年3月18日

東京地方裁判所刑事第6部 御中

東京地方検察庁
検察官 検事

検察官 検事

検察官 検事

被告人佐藤賢治に対する詐欺被告事件について、検察官の意見は下記のとおりである。

なお、論述中「甲〇〇」とあるのは甲各号証を、人名に続いて「〇〇回」とあるのは、公判廷における供述を意味するものである。

また、関係する各会社については

平成電電株式会社を「平成電電」

ハンドキャピタルアソシエイツジャパン株式会社を「ハンド社」

平成電電設備株式会社を「設備社」

平成電電システム株式会社を「システム社」

ドリームテクノロジーズ株式会社を「DT社」

ドリームテクノロジーズセールスジャパン株式会社を「DTSJ社」

とそれぞれ略記する。

— 目次 —

第1 事実関係	1
1 緒言	1
2 業績が振るわない平成電電が運転資金及び各匿名組合契約に基づいて支払うべき配当金等の支払に窮していたこと	2
(1) 匿名組合を利用した資金調達が始まった経緯	2
(2) 平成16年ころの平成電電の経営状態	3
(3) 平成17年1月以降の経営状態	3
(4) 本件犯行当時、平成電電が運転資金の支払いに窮しており、設備投資の支払に充当し得た資金も皆無に等しかったこと	4
3 匿名組合契約上リースバック取引は許容されておらず、被告人もその旨の報告を受けていたこと（前記①）	5
(1) 争点の証拠構造	5
(2) 平成電電から通信機器を購入するいわゆるリースバック取引は契約上許容されていなかったこと（客観面）	6
(3) 被告人も匿名組合契約上リースバック取引が許されないとの報告を受けていたこと（主観面）	8
4 被告人には当初からリースバック取引を有効に成立させる意思などなかったこと（前記②）	10
(1) 争点に関する証拠構造	10
(2) Bの公判廷における証言	10
(3) Cの公判廷における証言	11
(4) B・C証言の信用性	11
(5) 被告人の弁解は全く信用できないこと	12
5 20号匿名組合員の募集当時にはリースバック取引が有効に成立しえない状態にあったこと（前記③）	12
(1) 平成電電が保有する有形固定資産（通信設備）の簿価	13
(2) リースバック対象資産が尽きていたことについての被告人の認識	13
(3) リースバック対象資産の存否に関する被告人の主張は荒唐無稽なものであること	14
6 熊本及び坂上との共謀	16
7 その他の被告人の弁解も全く措信しがたいこと	16
(1) DT株売却による資金調達に関する弁解	17

(2) 金融機関からの資金調達に関する弁解	17
(3) 平成電電の経営見通しに関する弁解	17
第2 情状	18
1 組織的・常習的犯行であること	18
2 犯行態様も極めて巧妙であり悪質であること	18
3 動機は利己的で犯行に酌量の余地は全くないこと	19
4 結果は重大であり、被害者はいずれも厳罰を望んでいること	19
5 本件が社会に与えた影響も重大であること	20
6 被告人の刑事責任	20
第3 求刑	22

記

第1 事実関係

1 緒言

本件各公訴事実、関係各証拠により証明十分である。

本件は、被告人が、妄想ともいふべき無謀な事業見込みに固執して平成電電を経営破綻状態に陥らせた挙げ句、同社の延命を図って分離前の相被告人熊本徳夫（以下「熊本」という。）及び同坂上好治（以下「坂上」という。）と共謀し、さも新規通信機器を購入する資金に充てるかのように装って一般投資家から投資を募った上、詐取した金3億6,000万円を含む合計約37億円を平成電電の運転資金等に充てた巨額詐欺の事案である。

ところで、被告人の主要な弁解は「匿名組合員から集めた金を新規通信機器の購入に充てる必要はなく、リースバック取引を行って一般投資家から募った投資金を運転資金として費消することは詐欺には当たらない。」というところ、第1に、投資家に送付されたパンフレットにはメーカー・商社から新規通信機器の購入に充てる旨が明記されており、そのほか匿名組合契約内容に照らしてもリースバック取引が許容されていないことは明らかであり、しかも、被告人自身も事前に部下からリースバック取引が匿名組合契約に反し許されない旨の報告を受けていたものであるから、このような弁解が成り立ちえないことは明らかである。

第2に、この点をさておいても、被告人は「決算も固まっていなのに物件を特定できるわけがないだろう。」などと部下に申し向け、リースバック契約の対象たる物件の特定をせず、売買契約を成立させないまま、いわばリースバック取引名下に「代金」と称して資金を受け入れるよう指示しているのであって、リースバック取引が私法契約上も有効であるかの如き被告人の弁解自体理由がない。

付言すれば、第3に、20号匿名組合員の募集当時には計算上もリースバック取引の対象たり得る通信機器そのものが尽きており、リースバック取引が有効に成立する見込みはおよそなかった。

要するに、被告人の弁解は何重にも破綻しているのであり、本件が投資名下に多額の出資金を詐取した巨額投資詐欺の事案であることは疑いようもない。

被告人及び弁護人はこのほか多岐にわたって事実関係を争い争点を呈示するが、いずれも公訴事実との関係に乏しく、あるいは公訴事実の成否に全く影響を及ぼさない主張にすぎず、結局のところ主要な争点は、上記のとおり①被告人がリースバック取引が匿名組合契約の趣旨に反し許されないと認識していたか否かに尽きる。

そして、被告人にはこのような認識があったことは疑いようがない上に、先に述べたとおり、②そもそも被告人にはリースバック取引を有効に成立させる意思などなく、③本件犯行当時リースバック取引契約も有効に成立する見込みもなかったといえることができる。

そこで、被告人が犯行に至った経緯、すなわち平成電電の経営状態が当初から劣悪であり、本件犯行当時には事実上、匿名組合員からの詐取金なしには即座に破綻せざるをえない状況であったこと、すなわち「業績が振るわない平成電電が運転資金及び各匿名組合契約に基づいて支払うべき配当金等の支払に窮していたこと」を明らかにした上、上記の各点について詳述する。

2 業績が振るわない平成電電が運転資金及び各匿名組合契約に基づいて支払うべき配当金等の支払に窮していたこと

(1) 匿名組合を利用した資金調達が始まった経緯

平成電電では、かねてからインターネットプロバイダ事業やマイライン事業等の電気通信事業を営んでいたところ、平成15年春ころ、新規事業である直收線事業に必要な設備投資資金を確保するため、熊本に依頼するなどして匿名組合形式を利用した資金調達を行う計画を立てた(甲241号証2~4頁)。

そして、熊本及び坂上は、それぞれ設備社及びシステム社の代表取締役及び取締役として両社の業務を統括していたところ、設備社は平成15年8月から、システム社は平成16年5月から、それぞれ匿名組合の営業者として営業を開始した。

設備社及びシステム社では、投資家に対して「本スキームでは平成電電システム(平成電電設備)が出資者からの資金で通信設備を購入し、平成電電へリースします。」(甲11号証・平成電電匿名組合のご案内2頁)、「主としてJ社、K社、L社から通信設備を購入して賃貸します。」(甲11号証・同説明書14頁及び別紙1「事業の仕組み」、資産証券化商品のご案内3頁)などと記載したパンフレットを送付するなどし、投資家からの出資金により通信機器メーカーから通信機器を購入して平成電電に賃貸してそのリース料を投資家に分配する旨を説明して一般投資家からの投

資を募るようになった。

(2) 平成16年ころの平成電電の経営状態

(いわゆるリースバック取引の形を取った資金移動が開始された経緯)

しかし、平成電電では平成16年1月末時点で既に約37億円の債務超過状態にあり(甲83号証, 甲84号証, F11頁), 同2月以降も本来計上できない有価証券売却益・有価証券評価益を除外すると経常利益が黒字となった月は存在しなかった(甲86号証作成資料2)。

この結果、平成電電では資金繰りに困難を来たし、窮余の策として、平成16年夏ころからは、メーカーとの取引にDT社が介在したとの内容虚偽の帳票類を作成してDT社から事実上の与信を受け、通信機器等代金の支払時期を延ばすなどの措置をとらざるを得なくなっており(甲256号証, C52~57頁, B24~28頁, H5~13頁), 同年9月ころには、当時平成電電の会計監査を担当していたN監査法人所属のD会計士(以下「D」という。)から企業の継続性に関する注記を行う必要を示唆されるまでに至っていた(D15~16頁)。

被告人は、同年10月ころ、熊本と話し合った上、「平成電電が所有する通信機器を設備社ないしシステム社(以下、両社を「匿名組合側」と総称する。)に売却する形の取引を行う。」「対象となる通信機器については匿名組合側から平成電電がリースを受けて引き続き使用する。」「取引には、ペーパーカンパニーであるDTSJ社を介在させたように装う。」との合意をした(いわゆる「リースバック取引」)。

(3) 平成17年1月以降の経営状態

このように、平成電電は匿名組合側から直接資金を受け取るようになったが、その後も平成電電の経営状態は好転せず、平成17年1月末時点では債務超過額が約75億円にまで膨れあがっており(甲83号証, 甲84号証, F11頁), さらに同年2月以降は約16億円から約41億円と毎月のように巨額の経常損失を計上し、その額は月を負うごとに増大していた(甲86号証作成資料2)。

平成17年2月には、みずほ銀行からも「みずほが直収線事業に対し融資をする場合…事業が順調に軌道に乗るまでの赤字資金などの調達計画が明確に見えているなどの絵が書けない限りは新規融資については困難」(甲204号証・「みずほ銀行訪問の件」と題する書面, 甲241号証35頁)などと言い渡されてメインバンクからも見放された状態にあった。

なお、平成電電では、このころから、当初の「匿名組合側が新規通信機器を購入して平成電電にリースする」とのスキームを完全に放棄し、匿名組合として集めた資金を100%リースバック取引の代金として受け入れ、費消し尽くすようになった（13号匿名組合分以降の出資金）。

被告人は、同年4月には、約20億円を平成電電からDT社、同社が新規に設立したオムニトラストジャパン社、平成電電が買収したオムニトラスト社の順で一両日中に環流させるなどの資金操作を通じて事実上無償で20億円分のDT社の株式を取得し、その後同株式を売却するなどしてその場しのぎの資金繰りに奔走していた（甲257号証、甲269号証）が、それでもなお、同年5月には被告人と経理担当者を交えて、「4月募集分の匿名組合29億円を含めても約11億から12億程度資金がショートする状況である。」「匿名組合への支払や…コールセンターの派遣費用が増加している。」（甲204号証・「資金繰りの件」と題する書面）などとの深刻な会合が持たれる状態に至っていた。

さらに、その翌月である同年6月には、辞任したB経理部長（以下「B」という。）の事実上の後任者となったC経理課長（以下「C」という。）が、匿名組合側からの入金がなければ毎月56億円から99億円もの資金が不足するなど被告人に説明をして善後策を仰ぐ（甲218号証、C30頁、34頁）といった事態に陥り、現にCは毎月のように坂上に対して「朝一番で金を振り込んでくれるよう」依頼する窮状を呈して（甲263号証）おり、既に平成電電は匿名組合からの資金輸血により延命しているにすぎなかった。

- (4) 本件犯行当時、平成電電が運転資金の支払いに窮しており、設備投資の支払に充当し得た資金も皆無に等しかったこと

このような状況の下、被告人は20号匿名組合員から投資を募った上、そのほぼ全額を平成電電の運転資金及び匿名組合側に対するリース料支払等に充てたのであり、平成電電が運転資金等の支払いに窮していたことは明らかである。

すなわちシステム社は、平成17年7月ころから「第20号匿名組合組合員募集」などと銘打ち、前同様の説明を行って一般投資家から投資を募り、同年8月5日から同月31日までの間、システム社において、起訴状記載の被害者計30名からの振り込み3億6,000万円を含む37億1,499万4,500円の振り込みを受け、平成電電は、同年9月1日以降、DTSJ社を通じてシステム社から上記振込みに係る資金を受け入れた。

そして、平成電電ではこのうち約30%をシステム社・設備社へのリース料支払に、残る70%のほぼ全額をNTTへの相互接続料金の支払、DT社に対するISP事業の売上等に関する支払、人件費等の運転資金に充てるなどしたが、通信機器等の「機械設備」の支払いに充てた金額はわずか229万円にとどまった(甲81号証)。

要するに、平成電電は匿名組合員から資金を詐取するそばから、日々の支払にこれを使い尽くしており、設備投資の支払に充当し得た資金はほぼ皆無に等しかつたのであって、平成電電の経営が実質的に破綻状態にあり、日々の運転資金の支払いにすら窮していたことは疑うべくもない。

なお、証人P公認会計士は、その調査報告書において「平成電電の財務状態は即座に破綻するような危険な状況にも見えない」などと述べる(弁1号証)が、当時の平成電電の実態を知るD会計士やD意見に沿うF財務捜査官作成の報告書及び同人の公判廷における証言、さらにはこれらと同趣旨の平成電電破産管財人作成の報告書の内容に反する上、P証人自身平成電電の業務内容や業績をほとんど知らず不十分な資料に基づいて調査報告書を作成したことを公判廷で自認しており、その内容はもとより信用がおけない。

そして、このような状況であればこそ、以下に述べるとおり、被告人は、①リースバック取引が匿名組合契約上に反し許されないと認識していながら(前記①)、②さらなる資金調達のため決算を粉飾することを目論んでリースバック取引を有効に成立させぬまま匿名組合資金を受け入れるよう部下に指示し(前記②)、③計算上リースバック取引の対象たり得る通信機器が尽きてリースバック取引契約が有効に成立する見込みがなくなった後にも同様の犯行を部下に指示していた(前記③)ものにほかならない。

3 匿名組合契約上リースバック取引は許容されておらず、被告人もその旨の報告を受けていたこと(前記①)

以下のとおり、匿名組合契約上出資金は新規通信機器の購入に充てる旨の説明がなされており、平成電電から通信機器を購入するいわゆるリースバック取引は匿名組合契約上許容されていなかったこと(客観面)、及び、被告人自身も平成16年4月6日ころに部下からその旨の報告を受けてリースバック取引を行うことや、これにより得た出資金を平成電電の運転資金に流用することが許されないと認識を有していたこと(主観面)は明らかである。

(1) 争点の証拠構造

平成電電から通信機器を購入するいわゆるリースバック取引は契約上許容されていなかったこと（客観面）を裏付ける直接証拠としては、システム社が投資家に対して配布していた募集パンフレット及び本件スキーム策定に関わったE公認会計士（以下「E」という。）の供述が存在する。

また、被告人がそのような認識を有するに至っていたこと（主観面）を裏付ける直接証拠としては、「平成16年4月ころに、被告人からリースバック取引の可否を調査するよう指示を受けたが、熊本から坂上を通じて『会計士に問い合わせた結果リースバック取引はできない。』と回答を受けてその旨を被告人に報告した」旨のBの公判廷における証言が存在し、これを補強する物証として、BがA平成電電取締役（以下「A」という。）に宛てて同旨の内容を報告した平成16年4月6日付メール、及び同日欄に同趣旨の内容が記載されている坂上の手帳が存在し、さらに上記B証言を補強するA及びEの公判廷における各証言が存在する。

(2) 平成電電から通信機器を購入するいわゆるリースバック取引は匿名組合契約上許容されていなかったこと（客観面）

投資家に対して配布されていた募集パンフレット等には「本スキームでは平成電電システム（平成電電設備）が出資者からの資金で通信設備を購入し、平成電電へリースします。」（甲11号証・平成電電匿名組合のご案内2頁）、「主としてJ社、K社、L社から通信設備を購入して賃貸します。」（甲11号証・同説明書14頁及び別紙1「事業の仕組み」）、「資産証券化商品のご案内3頁」などと記載され、出資金をメーカーからの新規通信機器の購入に充てることを前提とした記載がなされており、その他リースバック取引を許容する記載は何ら存在しない。

また、スキーム策定に関わったEも、分離済みの被告人熊本徳夫及び同坂上好治の公判（以下「分離公判」という。）において、「重要事項説明書に記載されている事業計画は、リースバック取引を行わないことを前提に記載されており、もし重要事項説明書にこう書いているにもかかわらずセールアンドリースバックをやっているとすれば…そこは事実と違う説明になってしまうと思う。」「もし、重要事項説明書にこう書いているにもかかわらずセールアンドリースバックをやっているとすれば、事業の仕組み等においてスキーム図上ではメーカーさんから営業者が購入するという風になっているので、そこは事実と違う説明になってしまう。」（甲243号証4～6頁）などと明確に証言しており、匿名組合契約上リースバック取引が許容されていなかったことは明らかである。

この点、被告人は「重要事項説明書には平成電電から通信機器を購入しないとは書いていない。」などと弁解する。

確かに契約書の条項部分の文言上は営業者における通信機器の購入先は限定されていなかったものの、送付資料は全体として閲読する者をして、営業者が平成電電以外から通信機器を購入して平成電電にリースするものと理解させるものになっていたことは一見して明白である。

すなわち、従来、いわゆるセールアンドリースバックの手法が、財務的に困窮した企業の当座の運転資金確保目的で多用されてきたことは周知の事実であるところ、匿名組合員側が作成・送付した募集資料では、前記のスキーム図等の記載に加え、「資産証券化商品のご案内」と題して「本スキームでは平成電電システムが出資者からの資金で通信設備を購入し、平成電電へリースします。…この資産証券化手法は通信業界では初の仕組みで、通信・金融の両業界で注目を集めています。」などと述べ、安定した資産に裏打ちされた証券化スキームであって旧来のセールアンドリースバックの手法とは一線を画することをうたい文句にしているのである。

また、実質的に考察しても、平成電電が購入先兼リース先となるリースバック取引を行った場合、投資家の出資金については平成電電の恣意的な運用を許す結果となりかねないのであって、この点が投資家の投資判断に当たって重要な影響を及ぼす事項であることは明らかである。

現に、平成電電の監査を担当したDも「会社の持っている設備を匿名組合に売却するようなスキームは避けてくださいと冒頭から話をしていた。会社の特質としてどうしてもリースを先にやって利益を先にあげてしまう傾向がある会社なので、けん制のためそのように申し上げておいた。」(D 36～37頁)、「特に自家建設というのは恣意性が入りやすい。自分で操作しやすい可能性が高い。」(同45頁)などと当初から懸念を表明していたところであるし、実際、その後の平成電電では被告人の独断と偏見に基づく言い値で「通信機器」の価格を購入価額よりも大幅に高く設定し、さらには通信機器の売買を装って受け入れた20号匿名組合資金についてもほぼ全額を運転資金に費消し尽くすなど野放図な運用を繰り返していたものである。

仮に投資家が上記の実態を認識したならば平成電電への投資話など見向きもしなかったであろうことは通常の理解力を有する一般人であれば即座に理解しうるところであり、被告人の弁解は幼児の屁理屈というに等しい。

また、被告人は「平成電電自体は匿名組合の募集とは直接関係がなく、

募集の詳細を知らない。」などとも弁解するが、Aは「熊本さんは毎号、匿名組合員募集のパンフレットを持ってきていた。」などと供述しており（A41～42頁）、弁護側証人として出廷した熊本すらこれに沿う証言をなしているのであって（熊本23～24頁）、被告人の弁解は信用できない。

そもそも、後述するように被告人はリースバック取引を有効に成立させる意思などなく、単に匿名組合員からの出資金を受け入れて費消するよう命じていたものであり、被告人の弁解自体その前提に欠ける。

(3) 被告人も匿名組合契約上リースバック取引が許されないとの報告を受けていたこと（主観面）

ア 甲199号証、甲237号証及びB証言

Bは、平成16年4月6日に、Aに対して「熊本さんに相談したのですが、リースバックは無理だそうです。【理由】・規約で指定業者に支払うことになっている。・監査が通らない。・メーカー及び商社に支払うような形にしてもらえれば…とのことでした。」とのメールを送信している（甲199号証）ところ、Bは、分離公判において、その経緯につき、「平成16年4月以降から資金繰りがかなり厳しくなっており、このころ、佐藤からリースバックによる資金調達の可否を熊本に確認するよう指示を受けた。自分が熊本に問い合わせたところ、熊本から電話で匿名組合の監査が通らない、約款上うたっていないという2点からリースバックはできないと言われた。その他、熊本からは間にそういう商社をかましてもらえればみたいなニュアンスを言われたが、自分は間にメーカーを入れても実態はリースバック取引なのだから駄目だと思った。」旨証言し（甲240号証9～12頁）、当公判廷においても「そもそも熊本さんの方でリースバックはやめてくださいというのを1回言われていましたので、前の年（平成16年）の4月か5月の段階でそもそも熊本さんの方でやりたくないとおっしゃっていたものを何か形を変えて無理矢理仕組みで作ったような形になっていた。」（B60頁）旨証言した。

また、坂上が記載していた手帳の平成16年4月6日の欄には「物件のリースはスキームに反するので×、目的外となる」などとの記載がある（甲237号証）。

イ B証言の信用性

上記B証言は、存在するメールや手帳の記載といった物証（甲199

号証，甲237号証)に合致する上，EやAの分離公判での証言とも符合し，さらには，被告人自身の「リースバック取引を開始することを熊本に連絡した際に熊本から間に会社を入れて欲しいと頼まれた。」との供述とも矛盾しない。

すなわち，Eは，分離公判において平成16年4月当時にリースバック取引の可否について尋ねられたものか具体的記憶がないとしながらも，「事前にこのスキームの場合はこういうところに気をつけてくださいという意味で説明をしていた。」(甲243号証10～11頁，13頁)，「勝手にリースバック取引をしてもいいのだと思われるのは怖いので，後に，坂上にメールを送信する際にも『平成電電の監査法人であるN監査法人からもリースバック取引を行わないよう要請があったと理解している。』などと記載してリースバック取引を行わないよう改めて指摘した。」(同16～18頁)旨証言して，平成15年の匿名組合員募集開始当初から，熊本及び坂上に対してリースバック取引を行わないよう告げていたことを認める証言をしている。

また，先に述べたとおり，Eは，リースバック取引の問題点として「セールアンドリースバックは金融取引と見なされてしまい，税務上・会計上処理が極めて煩雑になってしまう。また，重要事項説明書に記載されている事業計画は，リースバック取引を行わないことを前提に記載されており，もし重要事項説明書にこう書いているにもかかわらずセールアンドリースバックをやっているとすれば…そこは事実と違う説明になってしまうと思う。」旨証言して，会計税務上の問題及び重要事項説明書との齟齬の2点をリースバック取引の問題点として指摘しているところ(同4～6頁)，この指摘はBが証言した「監査がとおらないということと約款上うたっていないということの2点からリースバック取引はできないと指摘を受けた。」との内容やBがAに宛てて送信した平成16年4月6日付のメールの内容とも合致している。

ウ 以上からすれば，2度にわたるBの公判廷における証言の信用性は極めて高く，被告人が平成16年4月6日ころ，Bからリースバック取引は匿名組合契約上許されないとの報告を受け，その旨の認識を有していたことは明らかである。

被告人は，「そのような報告を受けていない。」旨弁解してBに責任を転嫁するが，信用できるB証言のみならず，存在する物証などの客観証拠に反し，到底措信しがたい。

4 被告人には当初からリースバック取引を有効に成立させる意思などなかったこと（前記②）

上記の点をさておいても、被告人には当初からリースバック取引を有効に成立させる意思はなく、単に匿名組合員から集めた資金を平成電電の運転資金に流用しようとの意図を有していたにすぎない。

すなわち、リースバック取引が有効に成立するためには、平成電電が所有する通信機器のなかから売却対象となる通信機器を適切に特定した上でD T S J社を通じ匿名組合側に売却することが必要とされる所、以下に述べるとおり、被告人が赤字の穴埋め等の目的で決算を粉飾する必要から、敢えて売却すべき物件を特定しないよう部下に指示していたことが認められる。

(1) 争点に関する証拠構造

被告人が、敢えて匿名組合側に対して売却すべき物件を特定しないよう部下に指示していたことを裏付ける直接証拠としては、B及びCのそれぞれ2度にわたる公判廷での証言が存在し、これを補強する物証として平成17年1月28日欄に同趣旨の内容が記載されている坂上の手帳（甲237号証）、高速通信に関連する特別損失額とほぼ同額がD T S J社に対する物件売却に伴う特別利益として計上されたことを報告する平成電電の平成17年1月期決算報告書（甲255号証）が存在するほか、さらに、上記B・Cの両証言を補強するAの公判廷における証言が存在する。

(2) Bの公判廷における証言

Bは、分離公判及び当公判廷において、平成16年11月ころに被告人からリースバック取引を実行するよう指示を受けた際、「売る物件はどれを売ればよろしいんでしょうかと聞いたところ、被告人から『利益を乗せて売るんだから、今、決算の固まらない段階でどの物件を売るかなんて決められるわけないだろう。』というふうに一蹴された。」（甲240号証19～20頁）、「17年1月ころに再度、会長に物件明細書をどうしましょうと相談に行ったところ、『決算も確定していない段階で物件なんか決められるわけないだろう。俺が熊本さんと話しておくからお前は関係ない。』と言われた。」（甲240号証45頁）、「平成16年10月終わりころから11月の頭ころにかけて、被告人からリースバックを行うよう指示を受けた、じゃあどの物件を売らしましょうかという話をしたと記憶している。」「それに対して佐藤会長は、まだ決算も固まってない段階なのでまだ物件が固まるわけがないだろうということで（売却目的物として特定すべき）物件の明確な指示はなかった。」（B1頁）、「平成16年12月

か17年1月ころ、再度確認をしにいったが、決算がまだ固まってない段階で、物件がまだ決められないので、熊本社長の方に俺から言うておくから（物件はまだ特定しなくていいという）話があった。」（B3頁）、「平成17年1月期の決算期が締まった後に、被告人から、高速通信に関する23億円の特別損失をちょうど消すように利益の調整をなさいと指示を受け、簿価に1.41倍をかけた金額を売却価格とすることにして物件明細を作成した。」（B4～5頁）旨証言した。

(3) Cの公判廷における証言

また、Bの下で経理課長として勤務し、平成17年6月のBの退社後にリースバック取引の実務に携わっていたCも、分離公判で「どれくらいの利益を乗せて売却するかというのが会長の指示がないと分からなかった。」、「どの物件を売却するか、いくらくらい利益を載せるかというのは全て佐藤会長の指示でやっていた。」「平成17年7月ころ、どの物件をどのような方法で売却をするか被告人に聞いたところ、ああ、分かってる分かってる。ちょっと待ってろみたいな感じで具体的な指示がなかった。」

（甲240号証27頁，41頁）旨証言し、当公判廷においても「平成17年2月か3月ころに10号から12号匿名組合分の物件明細を作成したが、その際、（通信機器の）簿価に4割の利益を乗せたものを売却価格として資産リストを作るようBから指示を受けた。その理由として、Bから決算期の期末の数字の利益損失額を見て、少々利益が出るくらいの数字に持っていきたいというところで売却益を出すために1.4倍にするよう佐藤会長から指示を受けたからだと聞いた。」（C3～4頁）、「平成17年7月から8月にかけて、数回、物件明細を作らなければならないということ被告に伝えたが、もう少し待っておくようにという指示を受けた。自分はこれまでと同じように1.4倍の売却額でよいのか尋ねたが、倍率が変わるかもしれないということも言われた。」（C8～9頁）旨証言した。

(4) B・C証言の信用性

B及びCは、分離公判を含め2度の証人尋問の場で証言を行っているところ、その内容は2度の反対尋問を経ても全く揺らぐことがなく、両証言を通じて一貫している。

そして、その証言内容は、相互に合致して補い合っていることはもとより、共犯者坂上好治が自らの手帳の平成17年1月28日欄に記載した「B氏明細については決算後に確定したいので[㊤]」との記載（甲23

7号証)や平成17年1月期に平成電電が発表した「特別利益として固定資産売却益約23億1,500万円,平成高速通信への債権放棄に伴う特別損失として約23億6,200万円をそれぞれ計上した」との内容の決算報告書(甲255号証)といった物証,13号匿名組合以降の各匿名組合分の物件明細が平成17年10月3日の民事再生申立に至るまで作成されていなかったとの客観的状況,さらには「平成16年12月か17年1月ころ,Bから『決算を締めてみないとどのくらい(利益を)乗せればいいのか分からないから物件明細の作成を待つように』と佐藤会長から言われていると聞かされた。」とのAの公判廷における証言(A26~27頁)にも符合するのであって,B証言及びC証言の信用性はいずれも極めて高い。

よって,被告人が,平成電電の決算を粉飾する目的で,平成16年11月ころから同17年8月ころにかけて,複数回にわたり,B及びCに対し,匿名組合側とのリースバック取引を成立させないまま匿名組合側から資金の受入れを行うよう指示していたことは優に認められる。

(5) 被告人の弁解は全く信用できないこと

---以上のB・Cらの証言に反し,被告人は「物件明細を作らぬよう指示したことはない。」「物件明細は出来あがっているものと思っていた。」などと弁解する。

しかし,信用できるB・Cの両証言や存在する物証の内容に反することはもちろん,被告人自身,熊本・坂上に対する公判で証人として証言した際には「物件明細は出来ていないだろうなと思っていた。」などと証言しているのであって,被告人の弁解自体二転三転しており,到底信用できない。

結局,被告人はこの点においても部下に責任を転嫁して自己の刑責を免れようと図っているものにすぎない。

5 20号匿名組合員の募集当時にはリースバック取引が有効に成立しえない状態にあったこと(前記③)

以上のとおり,リースバック取引そのものが匿名組合契約上許されず,しかも被告人はそのことを認識しながら,そのリースバック取引すら有効に成立させないまま匿名組合側から資金を送金させるよう指示を繰り返していたものである。

よって,被告人が投資家から出資を受ける資金を通信機器メーカーや商社からの通信機器購入に充てる意図なく匿名組合側から資金を受け取ってこれ

を平成電電の運転資金等に費消していたことは明らかであるが、念のため、20号匿名組合員の募集を開始した平成17年8月には既にリースバック取引を装って受け入れた金額が平成電電の所有する通信機器の簿価総額を遙かに上回っており、もはやリースバック取引が有効に成立し得ない状態にあったことについて述べる。

(1) 平成電電が保有する有形固定資産（通信設備）の簿価

平成17年1月末日当時における平成電電の有形固定資産の簿価総額は約126億円であり、このうち訴訟中の案件や建物、割賦支払中資産やNTT工事費を除いたリースバック可能な資産（通信設備）の簿価総額（リースバック対象資産総額）は約59億6,000万円であった（甲206号証、甲252号証）。

その後、平成電電では平成17年2月から同年4月までの3か月間で合計約107億4,000万円の資金を匿名組合側から受け入れており（甲80号証）、この間の平成電電のリースバック対象資産の増加（約87億1,000万円に増加（甲206号証））を踏まえても、平成17年4月の時点で、受入れ資金に見合う有形固定資産（通信設備）が計算上存在しなくなったことが認められる（別表④欄参照）。

また、百歩譲って被告人の主張どおり、種々の工事費等をリースバック対象資産に含めるなどして平成電電が「機械設備」として総勘定元帳に記載していた金額全額をリースバック対象資産であると仮定したとしても、平成17年6月には匿名組合側からの受入額（169億6,000万円）が平成電電の機械設備簿価総額（143億5,000万円）を上回っており、その後も匿名組合側からの受入額が平成電電の機械設備簿価総額を大幅に超過する事態が継続していたのであり、いずれにせよ本件犯行当時である平成17年8月には、計算上もリースバック取引が有効に成立し得ない状態にあったものと認められる。

(2) リースバック対象資産が尽きていたことについての被告人の認識

このような事態を受けて、B及びAは、既に平成17年2月18日の時点で「昨年11月から行っているリースバック取引について、DTSJ社へ売却する資産が工事費も含めて簿価ベース2月末で尽きてしまっている状況である」などと被告人に説明を行い、リースバック取引を中止するよう進言していた（甲204号証・「リースバックの件」と題する書面）。

なお、B及びAは、資産が尽きる時期を平成17年2月末であると説

明をした経緯について、それぞれ「これは過大な表現をしている。本来であれば6月くらいまでは簿価ベースでも残っていた」(甲240号証51頁)、「やや強めに言うことで会長の危機感をあおっていかうということでそういう表現をした」(甲241号証28頁)旨証言しており、上記の算定と矛盾しない。

このように、被告人は平成17年2月の時点で、Bらから、早晚リースバック対象資産が尽きる旨の報告を受けていたのであって、被告人がそれから約半年が経過した本件犯行当時において、既にリースバック対象資産が計算上も枯渇し、リースバック取引が有効に成立し得ない状態にあったことを認識していたことは明らかである。

- (3) リースバック対象資産の存否に関する被告人の主張は荒唐無稽なものであること

被告人及び弁護人は、「経理担当者であったCが無知無能であったことから自らの指示に従わず、この結果電気通信事業会計規則が正しく適用されていなかった。」「Cが自らの指示に反した経理処理を行っていたことが見かけ上の有形固定資産減少を招いた原因であり、同規則を適切に適用した上、建設仮勘定科目による経理処理を実施していれば有形固定資産は計算上十分に存在した。」旨主張する。

しかし、その主張の要旨は取得価格に外注した工事費を加算し、さらに、その額に何の根拠もなく1.4を乗じるという不可解というほかない算術に基づくものであり到底信用しがたい。

すなわち、ここでいう1.4を乗じることの根拠は、善解すれば「①市内外線路設備、②ソフトウェア、③過剰に償却した減価償却価額、④開局前の光ファイバー・コロケーション費用、⑤割賦支払済み分、⑥長期前払費用、⑦建設に関わる社員の人件費その他の経費」を加えたものとも理解されるが、①の内訳は、線路設備調査費用、設備使用料といった本来全く資産性がない支出であって「ケーブル及びその支持物並びにこれらに付帯する設備」(電気通信事業会計規則)にすら当たらずそもそも資産計上することすら不当な支出、②は会計規則上せいぜい「無形固定資産」として計上するほかない支出、④は毎月発生する賃料支出、⑤の割賦支払済み分については固定資産台帳に登載され有形固定資産として計上済みの支出、⑥は一種の保証金的性格を帯びた全く資産性・換価性のない支出である。残る③に関する主張は現に事業の用に供している通信機器についても全く減価償却をすべきでないとの意味不明の主張と解するほかなく、⑦に関する

主張に至っては会計規則上の「資産」が何たるかという基礎的な知識すら欠如しているとしか評しようのないもので、結局、いずれも会計規則上全く根拠がなく、いわば弁解のための弁解というほかない。

そもそも、①電気通信事業会計規則においては建設仮勘定科目の使用は任意的とされており（甲249号証・電気通信事業会計規則9条2項）被告人の弁解自体同規則の解釈を誤ったものである上、②被告人が主張するような建設仮勘定科目への支出計上は会計原則上不可能であった旨複数の専門家が一致して証言している（F22～26頁、D45頁）のであって、③N監査法人からの指摘に基づき被告人自身も平成16年7月の時点で約140億円の資金調達が必要であることを取締役会の場において自認していた（甲214号証）。

また、④平成15年4月以降平成17年4月に至るまで被告人が建設仮勘定科目に関する指示など全く下していなかったことはこの期間会計監査を担当したDの証言からも明らかである（D21～22頁）し、⑤むしろCは被告人の指示どおりに本来有形固定資産（市内外線路設備）として計上できない工事費用・線路設備調査費用・設備使用料等の支出を有形固定資産として、本来は人件費に相当する支出を無形固定資産（ソフトウェア）としてそれぞれ計上するなどしていたもので、平成電電の資産は被告人の弁解とは逆に過大に計上されており、被告人もこのような処理を了承していた（甲250号証、C10～22頁）。

そして、⑥被告人が民事再生申立後に13号ないし20号匿名組合分の物件明細を作成させた際には、Cに対して「他には何かないのか」などと命じて、無形固定資産であるソフトウェア（これとてその内容の大半は人件費であり無形固定資産としてすら計上できる支出ではない）や未払いの工事費などを挙げさせていた。

しかも、⑦被告人は物件明細を作成する段には当初「工事費」として物件明細に掲げられていた支出科目を敢えて「AceMap」「入力補助ボックス」などとあたかも通信機器を購入したかのように改ざんするよう部下に命じているのであり（甲91号証、H1～2頁、甲245号証10～12頁）、このような事後の被告人の行動自体、被告人が本来は工事費用等として支払うべき支出が費用に過ぎず、有形固定資産として計上できないことを認識していた何よりの証左である。

なお、弁護側証人であるI元平成電電取締役は「通信機器の購入価格以外のコストなどを含めて1.4倍の値段でリースバックをかけることは不

当とは言い切れない。」などと証言する（I 23頁）が、そもそもIは前職のNTT勤務当時から一貫して技術部門で勤務しており、経理担当者としての勤務経験を有しないのであって、I自身、一般会計規則についての理解が不十分であることを自認している（I 42頁，47頁）。

現にIは、「電気通信事業会計規則では建設中の資産については全て建設仮勘定として計上することになっていた。」（I 43頁）などと同規則の明文規定に全く反する（甲249号証・電気通信事業会計規則9条2項）証言をなし、挙げ句は「どこまで建設仮勘定科目に挙げてよい費用なのかよく分からない。」などと証言するに至っている（I 48頁）もので、Iの証言は到底依拠するに足らない。

結局のところ、被告人の上記弁解は当然のことながら破綻しているのであって、部下に責任を転嫁して自己の刑責を免れようとする独り善がりの虚言にすぎない。

6 熊本及び坂上との共謀

以上述べたとおり、被告人が、業績が振るわない平成電電の運転資金及び配当金等の支払に窮したことから、これらの支払に充てるため、その情を秘して20号匿名組合員の募集を行い、これら組合員から得た出資金を詐取したことは優に認められる。

なお、関係各証拠から、被告人と熊本及び坂上との間で順次共謀が成立していることもまた明らかである。

すなわち、平成電電と匿名組合側とのリースバック取引は平成16年10月ころ、被告人と熊本との間の協議に基づいて開始されたところ（乙17号証，甲240号証15～16頁，甲241号証22頁），証拠上，①熊本及び坂上は当時からDTSJ社が実態のないペーパーカンパニーであると熟知していたこと（甲241号証33～34頁，甲262号証等），②兩名において既にリースバック取引が匿名組合契約の内容に反すると認識していたこと（甲199号証，甲240号証9～12頁，甲200号証），③遅くとも平成17年1月以降にはリースバック取引そのものが成立しておらず単に匿名組合員から集めた出資金を平成電電に横流ししているにすぎないと認識していたこと（甲207号証，甲240号証45～46頁，59頁，61～63頁，甲241号証31頁，甲242号証45～46頁，甲265号証，甲229号証，甲244号証）が疑問の余地なく認められる。

7 その他の被告人の弁解も全く措信しがたいこと

以上指摘したほかにも被告人及び弁護人は、思いつく限り様々な主張をなし

ているが、その個々の主張は本件詐欺の成立に全く影響を及ぼさない上、理由がないものであるので、以下、端的に指摘する。

- (1) H取締役が被告人の承諾なく市場で大量のD T株を売却しようとしたため資金調達のあてが外れたとの弁解について

被告人は「H平成電電取締役が平成17年9月ころD T株を乱売したために株価が値崩れを起こし資金調達ができなくなった。」など弁解するが、Hは株取引の方法、時期、数量等については毎回逐一報告して決裁を求めていた旨証言して明確に否定しており（H13～18頁）、被告人自身、公判廷において上記H証言に対して何ら反駁しえていない。

この点においても、被告人は部下に責任を転嫁しようとして試みているものにはすぎない。

- (2) 銀行出身のA、北本両取締役が平成17年9月に同時に辞職したため銀行からの借り入れも困難になったとの弁解について

既に述べたとおり、平成電電は、17年2月の時点で既にメインバンクから見放されており、追加融資を受けることすらままならない状態にあった。

Aが公判廷において「被告人からまだ未完成のデジ楽というスキームで資金集めをするからなどと言われ、自分としてはもうちょっとついていけないということでそこで辞意を固めた。」などと述べるとおり（A38～39頁）、Aが辞任したのは被告人の荒唐無稽な資金繰り計画を聞かされ、あるいは金融機関からの資金調達が困難となった状況下において、金融機関からの融資を受けるために虚偽を述べるよう指示された（甲215号証、甲241号証116～119頁）が故である。

このように「Aら銀行出身者が平成17年9月に辞任したために資金繰りが破綻した」との被告人の弁解は本末転倒であって、被告人はこの点においても部下への責任転嫁を試みているに他ならない。

- (3) 平成17年末ころには（直收線回線の）開通数を驚異的に伸ばす見通しとなっていたとの弁解について

被告人は「平成電電では直收線回線の開通率が低く、開通回線（課金回線）が少なかったものの申込回線は極めて多かった。しかし開通率改善のめどは立っており、平成17年末には開通数を驚異的に伸ばすことができる見通しであった。」などとも主張する。

しかし、弁護側証人として出廷したIは、「開通率はだいたい50%とか60%とか初期のころはそんなところだったと思います。」、同じく弁護側証人として出廷したG元平成電電営業第1部長は「平成16年の春ころは開

通率は5パーセント以下だった。」(G6頁)などと全く齟齬する証言をしている上、Gは、「平成17年夏ごろには既に70~80%の開通率に達していた」などと証言している(G14~15頁)のであって、被告人が主張するような申込回線数と開通回線数の大きな隔たりは認められない。

被告人は平成電電を取り巻く客観的情勢と自らの願望とを取り違えて、後付で、場当たりの弁解を繰り返しているに過ぎず、その弁解はいずれも到底信用できない。

第2 情状

1 組織的・常習的犯行であること

本件は、被告人が、熊本及び坂上と共謀して、平成電電の運転資金等調達のため、被害者30名から合計3億6,000万円もの巨額の金員を詐取した事案である。

本件詐欺には、平成電電、設備社・システム社、熊本が代表取締役を務めるハンド社、DTSJ社等様々な法人が関与しているが、実質に着目すれば、平成電電が主体となり、その他の法人やペーパーカンパニーを利用して一般投資家から多額の資金を詐取していたものであって、その代表取締役たる被告人こそが本件の主犯であり首謀者に他ならない。

被告人は公判廷においても「匿名組合員を募集していたのは熊本たちなので詳しいことは分からない。」などと責任の所在を曖昧にする弁解を繰り返しているが、そもそも被告人らは民法上の匿名組合契約制度を悪用して、平成電電が倒産しても、平成電電本体は投資家と契約関係にないとして責任を負わず、設備社・システム社側でも平成電電が倒産した事情についてはあずかり知らないなどとの言い逃れが可能な脱法的無責任体制を構築しようとしていたものであって、本件は組織的で計画的な犯行である。

そして、かかる組織体制の下、被告人らは、平成電電が経営的にも財務的にも窮地に陥り、平成電電が作成する決算報告書が3期連続で監査法人から「意見不表明」とされていたにもかかわらず、このような投資判断にあたっての消極要素をひた隠しに隠し、あたかも平成電電の業績が好調で、しかも、業績が拡大しているかのように宣伝して、10号匿名組合分以降の合計413億円以上もの出資金を受け入れ、大半を運転資金に充てていたもので、犯行は常習的である。

2 犯行態様も極めて巧妙であり悪質であること

被告人らは募集パンフレット等においても、平成電電が第1種通信事業者であったことを強調し、「資産証券化商品を取り扱う」、「特別目的会社

(Special Purpose Company)である。」「登録認定電気通信事業者は、平成電電、NTT、KDDI、日本テレコムだけ。」などと記載し、虚構の財務諸表を掲げるなどして、あたかも安全な投資であるかのような外観を生じさせていた。

さらには、被告人らは、新聞やテレビコマーシャルといったマスメディアを利用して大々的な広告を行って投資家を集めた上、これらの投資家に対して平成電電の業績とは全く無関係にいわば「見せ金」として満額の配当を行い、さも安全な商品であるかのように装って、さらなる投資家を誘引していたものである。

被告人は、共犯者を利用してこのような極めて巧妙かつ悪辣な宣伝活動を続け、全国の一般市民から無差別に巨額の金員を詐取していたものであって、犯行態様も極めて巧妙かつ悪質である。

3 動機は利己的で犯行に酌量の余地は全くないこと

被告人は、当初から無謀な事業計画をもって直收線事業に乗りだし、果たせるかな事業が頓挫した後にもこれを理解できず自己の事業計画に固執し、ついには本件犯行に至ったものである。

本件犯行は破綻に瀕した平成電電の延命のために行われた犯行との一面を有するものの、他方で被告人は本件犯行以前から平成電電を私物化してまさに意のままに会社の経営・資産を牛耳り、「仮払金」などと称して自由に同社の資金を使い込んでいた（C57～59頁、甲251号証・破産管財人による破産法157条報告書）。

現に、被告人は民事再生申立の前月である平成17年9月に至ってすら、本件詐取金の中から仮払金と称して1,001万2,000円、給与等として1,129万5687円、被告人の妻名義の銀行口座を通じて119万4,752円、息子名義の口座を通じて94万8,308円の合計2,345万747円を受け取っているものであり（甲266号証、甲267号証）、結局のところ、被告人は、匿名組合員からの資金といういわば他人の財布を使って自らの妄想に偏執し、その名声欲や金銭欲を満足させようとしていたもの見るほかはなく、被告人の自己中心的かつ利己的な態度は強い非難に値する。

4 結果は重大であり、被害者はいずれも厳罰を望んでいること

被害は、起訴分のみで30名、被害額合計3億6,000万円にのぼり、言うまでもなく、結果は重大である。

被害者らの多くは、老後の生活のための蓄えを出資した高齢者であり、口々に「退職金を取り崩した老後の蓄えをだまし取られた。出資してわずか2

か月後に平成電電は民事再生を申立て、お金は全く戻ってこない。」「あれだけカラー刷りのきれいなパンフレットに、さも平成電電の実績が飛躍的に伸びていて、リース機器を購入する企業や平成電電の株主には一流企業の名を連ねていたことなどが一気に頭を駆けめぐった。」「主人が重度の障害を負ったときにおりた老後のための資金を出資した。」「自分は自営業者で年金が少ない分、匿名組合で増やして埋め合わせようと考えて投資した。」「退職金を見込み借金まで出資してしまった。」「タンス預金、手持ちの現金など自宅でかき集めて準備した現金を持ち、共済組合の積立預金からも払い戻して出資した。」「夫婦共々老後の生活資金としてとっておいたお金を出資したが、全くお金は返ってこない。」「息子の大学への進学資金の足しにと思って出資したが、2か月もたたないうちに倒産してしまった。」などと述べて、だまし取られた金が全く戻ってこず、今後の生活に不安を覚えているなどと訴えている。

しかるに犯行を否認し、全く被害弁償を行っていないのであり、被害者らが一致して被告人らの厳罰を望むのは当然である。

5 本件が社会に与えた影響も重大であること

本件は、通信事業者による大胆かつ大規模な犯行であって、本件各犯行が社会に与えた影響も大きい。

我が国が事前規制型社会から事後救済型社会へ移行していく中で規制緩和の間隙を縫った事件が相次いでいるところ、本件もまさに、通信事業分野での規制緩和の間隙を縫って行われた犯行に他ならない。

すなわち、これまで通信事業は公共性が高い事業とされ種々の規制により安定した事業経営が確保されていたところ、被告人らは規制緩和を利用して直收線事業等の電気通信事業に参入した上、従前の通信事業者に対する安定したイメージを悪用して一連の犯行に及んだものである。

言うまでもなく、事後救済型社会においては、自己責任を負わされた一般市民が不当な損害を受けることのないよう司法としても厳格な対応が求められているのであって、被告人に対しても厳しい処罰が必要である。

6 被告人の刑事責任

(1) 本件は、出資金の用途を偽ったとの詐欺の事案であるところ、被告人はその首謀者となり、一貫して犯行を主導したものであって、まぎれもなく本件の主犯格であり、その刑事責任は共犯者の誰よりもあらゆる面でもっとも重い。

(2) なお、本件は、直接には平成電電の経営状態を隠した点が偽りの内容と

された事案ではないものの、被害者の多くが投資に当たって募集資料に記載された平成電電の順調な財務・経営状態を投資判断の重要要素としていたことから推察されるとおり、匿名組合員として出資した各投資家がこのような平成電電の順調な財務・経営状態を投資判断の要素として重要視していたことは明らかであり、このような投資判断の根幹に関わる事項について事実無根の虚偽告知が繰り返されていたとの事情が、本件被害を含めこれほどまでの被害の拡大を招いた最大の要因である。

よって、このような投資判断の根幹に関わる事項について虚偽の告知を繰り返したとの事情は量刑上最重要視さるべき一要素であるところ、平成電電の財務状態及び経営成績が悪化の一途をたどっていることを熟知しながら、敢えて平成電電の経営状態や財務状況が順風満帆であるかのような虚偽の記載を募集資料に記載させ続けたのは他ならぬ被告人である。

そして、被告人がこのような虚偽の記載を取って行い続けたことや、平成電電の破綻直前に募集金額を大々的に拡大していた等の事情に照らせば、被告人は窮地に陥った平成電電の資金繰りにあてるためにさらに多額の投資金を集めようとの挙に出たものと理解するほかない。

つまるところ、被告人は本件犯行ころには平成電電の財務状態からして破綻が必至であり、結果として出資金の返還が不可能となることを熟知しながら、破綻を先延ばしにするために本件犯行に及んだものであって、被告人こそが本件被害者からの詐取金を含む多額の出資金の返還を不能にせしめた張本人であり、この点においても被告人の責任はもっとも重い。

- (3) そして、被告人はこのような犯行を中止する機会を幾度となく与えられていたにもかかわらず、全く躊躇することなく同種の犯行を繰り返していたものであって、なおのこと犯情は悪質である。

被告人は、本件犯行に至る遙か以前、すなわち平成16年11月ころから、A、Bら部下から「リースバック取引はすべきでない。」「もう資産が尽きる。」などと度重なるかん止を受けていた。

にもかかわらず、被告人は、これら部下の進言を一顧だにせず、同種犯行を反復、継続して本件犯行に及んだものであり、一連の経緯に照らしても被告人には遵法精神のかけらも見られない。

- (4) また、被告人は平成電電の民事再生申立後にも、内容虚偽の物件明細を作成して犯行を隠蔽しようと試み、恣意的な会計処理を行って被告人に対する仮払金の額を約6億円から約7,000万円に圧縮する(C57~59頁)などして自己の資産保全を図り、さらには当公判廷においても、民

事再生後にねつ造した理由付けをあたかも当初からの考えであるかのよう
に述べ立てて自らの刑事責任を否定している。

しかも被告人は平成電電において経営を独裁し、部下の制止を無視して
違法の限りを尽くした挙げ句、刑事責任を追及されるや、愚にもつかない
屁理屈を並べ立てるばかりか、「C, B, A, Hといった当時の部下や監
査法人担当者のために経営が破綻した。」などとうそぶき、責任を部下ら
に転嫁する態度に出ているもので、見苦しいことこの上なく、反省の情は
到底看取しえない。

よって、被告人に対しては、長期間の施設内処遇が不可欠である。

第3 求刑

以上諸般の事情を考慮し、相当法条を適用の上、被告人を

懲役：12年

に処するを相当と思料する。

時期	号数	①機械設備資産簿価 (除建物・訴訟案件)	②リース可能資産	DTSJから流入 (各月)	③DTSJからの 流入累計	④残りリース可能資産 簿価ベース計算 (②-③÷1.05)	⑥残り機械設備資産 簿価ベース (①-③÷1.05)
H17.1	12号	10,126,077,745				5,957,511,847	12,600,578,356
H17.2	13号	10,331,818,552	6,140,660,279	3,660,951,000	3,660,951,000	2,654,040,279	6,845,198,552
H17.3	14号	11,946,956,795	7,749,168,762	3,143,490,000	6,804,441,000	1,268,748,762	5,466,536,795
H17.4	15号	13,198,388,815	8,712,317,882	3,942,960,000	10,747,401,000	-1,523,302,118	2,962,768,815
H17.5	16号	13,623,937,358	8,840,650,456	2,899,365,000	13,646,766,000	-4,156,269,544	627,017,358
H17.6	17号	14,348,368,520	9,548,376,852	3,308,334,000	16,955,100,000	-6,599,337,434	-1,799,345,766
H17.7	18号	15,785,175,261	10,985,183,593	5,004,342,000	21,959,442,000	-9,928,570,693	-5,128,579,025
H17.8	19号	17,693,226,985	12,893,235,317	3,312,067,500	25,271,509,500	-11,174,868,969	-6,374,877,301
H17.9	20号	21,542,344,209	16,742,352,541	3,714,238,500	28,985,748,000	-10,863,121,745	-6,063,130,077